

新宿区基幹相談支援センター のご案内

相談支援事業所を探しているけれど見つからない、緊急で預かってほしい、空いている障害福祉サービス事業所の情報が欲しい、医療的ケアがあっても利用できる事業所を知りたい等のお困りごとの相談窓口です。

また地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援を行っています。



新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区役所本庁舎 2 階 障害者福祉課内

03-5273-4302(平日 8:30~17:00)

基幹相談支援センターとは



基幹相談支援センターは 4 つの役割があり、
地域の相談支援の中核的な機能を担っています。

地域生活支援事業に関する業務

- ・成年後見制度の利用相談(費用助成や区長申し立て)の窓口です。
- ・新宿区虐待防止センターとの連携を行います。

三障害に対する情報提供等

- ・障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報提供、助言を行います。
- ・相談支援事業所から紹介を受けた困難ケースのサービス等利用計画の作成を行います。

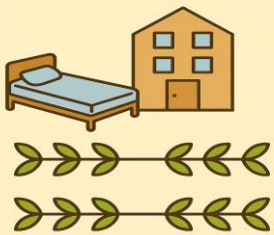
地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

- ・地域生活支援拠点と協働で、モニタリング結果の検証を行います。
- ・SV 派遣事業の実施 事業所内の事例検討会や研修に SV を派遣します
- ・東京都相談支援従事者地域演習への協力を行います。

自立支援協議会への関与と地域づくりの業務

- ・自立支援協議会(本会、専門部会)へ参加しています。
- ・自立支援ネットワークの運営・研修を行い、支援者支援を行います。

緊急ショートステイ のご案内



03-5273-4302

新宿区では、基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、介護をしている家族の急病等の緊急な場合に限り、区内短期入所事業所のご案内を行っています。

- ◆対象者:新宿区の発行した 18 歳以上で短期入所の受給者証をお持ちの方
※障害児に関しては、ご案内が限られます。まとまった期間お預かりが必要な場合は児童相談所にご連絡ください。
- ◆申し込み理由:介護者の疾病・事故・出産
介護者の親族の疾病・事故・出産・通夜・葬儀
- ◆受付期間:平日の 8 時 30 分から 17 時
- ◆注意事項:①施設の空き状況により、受け入れ困難な場合があります。
②利用者負担額、食費等の支払いがあります。
③利用施設は区が確保した施設となりますので、選ばません。

その他の電話相談 (地域生活支援拠点)



- ・新宿区障害者福祉センター
03-5292-7890(年末年始を除く 24 時間)
- ・シャロームみなみ風
03-5579-8412(年末年始祝日を除く 9 時～5 時)
- ・新宿区障害者生活支援センター
03-5937-6824(24 時間)